

# 第 547 回広島地方最低賃金審議会

## 議事録

広島労働局  
広島地方最低賃金審議会

## 第 547 回広島地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和 5 年 7 月 3 日（月） 14:10～15:10

場所

広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室

出席者

【公益代表委員】

岡田会長、酒井会長代理、中原委員、三井委員、村上委員

【労働者代表委員】

国友委員、佐崎委員、長安委員、橋本委員、山崎委員

【使用者代表委員】

巢守委員、中野委員、長谷川委員、藤井委員

【事務局】

阿部広島労働局長、前田労働基準部長、石井賃金室長、重弘賃金室長補佐、  
栗林賃金指導官、山崎監察監督官、吉川労働基準監督官

議題

- (1) 会長及び会長代理の選出について
- (2) 広島県地方最低賃金審議会会議公開要綱の改正について
- (3) 広島県最低賃金改正決定に係る諮問について
- (4) 小委員会の運営について
- (5) 令和 5 年度の審議会の運営について
- (6) その他
  - ① 地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について
  - ② 次回審議会の日程等

議事

**重弘賃金室長補佐**

それでは、定刻となりましたので、ただ今より第 547 回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

本審議会は、本年度最初の会議となりますので、お手元にお配りしております審議会次第の議事に入りますまでの間、賃金室長補佐のわたくし、重弘が司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 5 名、労働者代表委員 5 名中 5 名、使用者代表委員 5 名中 4 名、計 14 名の委員に御出席いただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する会議の定足数を満たしております。

よって、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、去る6月19日から26日までの間、本審議会の公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望者が9名おられました。本日の審議会は5名の方が傍聴されていますので、御報告いたします。

なお、傍聴される方は、事前に御説明しております遵守事項に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、阿部労働局長より御挨拶を申し上げます。

## 阿部労働局長

皆さんこんにちは。広島労働局長の阿部でございます。委員の皆さま方には第56期の審議会委員として、お忙しい中引き受けていただき本当にありがとうございます。日頃から労働行政の推進に当たりまして御理解・御協力を賜っており、感謝申し上げます。いつもありがとうございます。

さて、中央最低賃金審議会については、御承知と思いますが、先週金曜日の6月30日、大臣から中賃の会長に対して、今年度の地域別最賃の目安額についての調査・審議の諮問が行われたところでございます。そこに至るところまでの経緯でございますけれども、先月16日には新しい資本主義のグランドデザイン実行計画2023改訂版といわゆる骨太の方針が閣議決定されたところでございます。これらの中では、「最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で、議論を行う。」といったことがございました。

また、中小企業の賃上げ環境の整備ということでも盛り込まれておりまして、私も労働局も、これまで、昨年度の審議会でもお話させていただきましたように、賃上げし易い環境整備に向けて、中小企業における設備投資やIT化といった生産性向上の取組に対する支援、業務改善助成金の取組なども進めさせていただいていたところでございます。引き続き環境整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

おおむね1か月程度だと思えますけれども、中央最低賃金審議会から目安が答申されました後に、県内の雇用情勢、経済情勢、それから中小企業・小規模事業者の皆様方、また、働く人たちの状況など、県内の実情を踏まえながら審議をお願いしたいと考えているところでございます。県内に住む若者が最賃の関係で県外に転出することのないように、また、他県からも広島に帰って来たいと言ってもらえるような環境を作っていく、といったことも含めて、働きやすい環境づくりに向けた取組を私ども行ってまいりたいと思っておりますので、そういうところでは賃金面についても環境整備が図られることを期待しているところでございます。

直近、物価高、原材料価格・エネルギー価格の高騰などコスト上昇の影響が出ているところでございます。検討すべき課題が様々ありますが、委員の皆様方には、そういった観点も含めて、しっかりした議論をいただければありがたいと思います。これからまた暑くなって非常に厳しい議論になるかもしれません。委員の皆様方に本当にお願いするしかないところではございますけれども、しっかりした議論をしていただいて、県内の最低賃金がどうあるべきか議論をいただければありがたいと思っておりますので、今期も是非ともよろしく申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

## 重弘賃金室長補佐

では、報道機関の方は、ここでいったん撮影及び録音は、御遠慮願います。

それでは、お手元の資料No.1「広島地方最低賃金審議会委員名簿（第56期）」を御覧ください。

この4月に第56期の15名の委員を任命させていただきました。15名中13名の委員が昨年度に引き続き就任されており、2名が新任されておりますことを御報告申し上げます。

本日の審議会は初回でございますので、議事に先立ちまして、委員の皆様方を御紹介いたします。

名簿の順に、事務局からお名前を読み上げますので、その場で御起立願います。

(各委員紹介)

続きまして、事務局の職員を御紹介させていただきます。

(事務局職員紹介)

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、本日、お手元にお配りしております資料の御確認をお願いいたします。

まず、ファイル資料ですが、本体資料と別冊資料の2部に分けてございます。

1部目は、本体資料でございます。

資料No.1からNo.10-3まで、中央下の通し番号の1ページから36ページまででございます。

2部目は、橙色の仕切り紙で仕切っております別冊資料でございます。

別冊資料No.1からNo.16まで、通し番号の1ページから118ページまででございます。

そして、冊子の資料として「最低賃金決定要覧（令和5年度版）」でございます。

以上、揃っておりますでしょうか。

それでは、本日の議事(1)「本年度審議会の会長、会長代理の選出について」、室長の石井より御報告申し上げます。

### **石井賃金室長**

御報告申し上げます。

会長及び会長代理につきましては、最低賃金法第24条第1項に「最低賃金審議会に会長を置く。」と規程されております。また、同条第2項、第4項の規程により、「会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」とされております。

本審議会に先立ちまして、開催されました公益代表委員会議におきまして、会長候補に岡田委員、会長代理候補に酒井委員が推挙されておりますことを御報告いたします。

### **重弘賃金室長補佐**

ただ今御報告申し上げました会長候補に岡田委員、会長代理候補に酒井委員ということにつきまして、皆様に御異議はございませんでしょうか。

(異議無し)

異議無し。でよろしいでしょうか。ありがとうございました。

会長に岡田委員、会長代理に酒井委員を御承認いただきましたところで、会長、会長代理席を御用意させていただきます。しばらくお待ちください。

(会長及び会長代理のプレートを掲示)

### **重弘賃金室長補佐**

ただ今、石井室長より御報告申し上げましたとおり、本年度の審議会は、岡田会長酒井会長代理により会務を総理していただくこととなります。

それでは、岡田会長・酒井会長代理から一言御挨拶をお願いします。

### **岡田会長**

ただ今選任いただきました岡田でございます。最低賃金については、今、社会的にも非常に関心が高いということでございます。エネルギーや資源価格の上昇、さらに物価高も相まって、一般に賃金の引上げは喫緊の課題になっているところでございます。これは最低賃金についても同様で、岸田政権の下では、全国加重平均1,000円に向けて努力することが求められています。こうした中で、今回非常に重要な役割を仰せつかったところでございますけれども、精いっぱい努力して、公労使ともに審議を尽くしていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。ありがとうございます。

### **重弘賃金室長補佐**

続きまして酒井会長代理、お願いいたします。

### **酒井会長代理**

会長代理に推挙していただきました酒井でございます。会長代理といたしまして、誠実に会の運営に力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御協力をよろしくお願い申し上げます。

### **重弘賃金室長補佐**

ありがとうございました。

それでは岡田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

## 岡田会長

はい、ではこれからは私が議事を進めてまいります。では、議事(2)「広島地方最低賃金審議会会議公開要綱」の改正についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

## 石井賃金室長

はい、資料No.5、通し番号9ページの「広島地方最低賃金審議会会議公開要綱」を御覧ください。これは、審議会の公開について定めたものです。ここで、事務局で作成いたしました改正案、新旧対照表をお配りしてよろしいでしょうか。

## 岡田会長

はい、よろしくをお願いいたします。

## 石井賃金室長

(資料配付)

では皆さま、お手元にお配りできておりますでしょうか。今回の改正は、第8条の「審議会等を公開する場合、報道関係者については、第3条及び第4条にかかわらず、原則として取材を認める。ただし、撮影及び録音は、審議会等の開始直前までとする。」と定められておりますところの改正でございます。新旧対照表を御覧くださいませ。第8条のうち、「ただし、撮影及び録音は、審議会等の開始直前までとする」という箇所を「会長、部会長が認める場合に限る。」と改正させていただきたいと考えております。

改正の理由といたしましては、現在、最低賃金の改正については、6月16日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」におきましても最低賃金の引上げについて盛り込まれており、また、県民の皆様の関心も高くなっております。このような中、本審議会において、最低賃金改正決定の諮問、答申等の場面が報道されますと、県民の皆様の最低賃金の関心が更に高まるとともに、改正金額の周知がより効果的になると考えております。改正の御審議をお願いいたします。

## 岡田会長

はい、ありがとうございました。それでは、ただ今事務局から提案のありました公開要綱の改正の件につきまして御審議をお願いしたいと思います。今の事務局の説明に御意見等がありましたらお聞かせいただきたいと思いますけれども、まず、労側の方から、御意見ございませんでしょうか。

## 橋本委員

特にございません。

## 岡田会長

では、次に使側委員をお願いします。

## 中野委員

特にございません。

## 岡田会長

はい、ありがとうございました。ほかに御意見はございませんでしょうか。

意見は無いようですので、広島地方最低賃金審議会会議公開要綱改正の件につきましては、各委員の御了承が得られたということで理解させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議無し)

はい、ありがとうございました。これから、改正された公開要綱に基づきまして、運営することになりますので、各委員各位におかれましては、この点を御承知おきいただきたいと思います。

議事(3)に移りたいと思います。「広島県最低賃金の改正決定に係る諮問について」です。ただ今の改正公開要綱により、諮問の場面については、報道機関による撮影及び録音を許可します。では、事務局から説明をお願いします。



## 石井賃金室長

最低賃金法では、地域別最低賃金の改正につきましては、「都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて地域別最低賃金の決定をしなければならない。」と規定されております。本日諮問文を用意しておりますので、広島労働局長から岡田会長に手交させていただきます。

(諮問文を阿部局長から岡田会長へ手交)

## 阿部労働局長

広島地方最低賃金審議会会長、岡田行正殿。広島労働局長、阿部充。

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和 55 年広島労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）」に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

よろしく願いいたします。

## 石井賃金室長

報道各社の皆さまの撮影及び録音はここまでとさせていただきます。

諮問文の写しを委員の皆様及び傍聴人の皆様に、配付させていただきます。

(諮問文の写しを配付)

## 岡田会長

ただ今、広島県最低賃金の改正決定について、阿部局長から諮問を受けました。次に、諮問理由について、事務局から説明をお願いします。

## 石井賃金室長

はい、令和 5 年度における広島県最低賃金改正決定に係る諮問理由について御説明申し上げます。着座させていただきます。最低賃金法第 9 条第 2 項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考

慮して定められなければならない。」と規定されておりまして、同条第3項においては、「前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」とされています。

まず、1つ目の要素でございます。労働者の生計費です。

別冊資料No.1 通し番号1 ページを御覧ください。これは標準生計費を示してございます。まず上段、これは単身労働者の毎年4月の標準生計費の推移です。まず、広島市における過去5年間を見ますと、費用の合計は平成31年以降減少しておりまして、令和3年は10万円を切りましたけれども、令和4年には僅かに増加しております。

下段は世帯人数別の単身から5名世帯までの標準生計費の比較となっております。

では、次に、1ページめくっていただき、別冊資料No.2 通し番号2 ページ、消費者物価指数（総合）です。消費者物価指数は、上から5番目を見ていただきますと、令和4年、これは年平均ですけれども、全国、広島、福山市いずれも前年の指数より2.5%以上の増加となっております。ただし、月ごとをみますと、全国及び広島市は令和4年8月から、福山市は9月から前年比3%を超えており、福山市の2、3月、これは2%台となっておりますけれども、これを除きますと、令和5年4月まで3%から4%台となっております、消費者物価指数が上昇していることがわかります。

では、続きまして、2つ目の要素である労働者の賃金についてです。

ページをめくっていただきまして、この資料は、厚生労働省が毎年6月に実施している賃金構造基本統計調査によるものです。よって、令和4年6月以前の結果となります。これは、企業規模10名以上の男女別の所定内給与額を示した性別賃金、対前年増減率の推移です。

同調査によれば、男性、女性及び男女計いずれもこの表では、令和4年調査では、令和3年よりも増加しております。ただし、広島県の女性については、上昇率0.4%と低いことがわかります。

次のページをめくっていただいて、これも賃金構造基本統計調査によるもので、企業規模5人から9人に従事する短時間労働者の所定内給与の統計です。比較的、低額賃金者ということで集計しました。広島県は産業合計では前年より上昇していますが、業種別で見ますと、卸売業・小売業及びサービス業は前年より低下していることがわかります。

右のページを御覧ください。これは、賃金額の推移、毎月勤労統計調査、いわゆる毎勤と呼んでいますけども、その調査による賃金月額推移を示しており、事業所規模5名以上と30名以上に分けて、業種ごとの現金給与総額、定期給与総額を示しております。これがこの後12ページまでとなっておりますが、これをみますと、まず、一番上の上段、調査計、産業別計で見ますと、令和4年はプラスとなっておりますが、産業別は項目ごとにございますが、産業別にみますと、卸売・小売業、建設業、宿泊飲食業、宿泊サービス業はマイナスとなっております。これ以降の定期給与額につきましても、あと、事業所規模30名以上についても、だいたい同じような結果となっております。

では次に、13ページを御覧ください。賃金基本統計調査による新規学卒者の初任給額の推移でございます。令和4年において、高卒賃金は全国の男女共にプラスになっておりますが、広島県での高専・短大卒、大卒賃金は男女共に対前年比マイナスとなっております。

次に、1ページめくっていただけますでしょうか、これは雇用情勢について示したものです。広島県の令和4年度の有効求人倍率平均は1.57倍と全国平均1.31倍を上回っています。また、令和5年に入っても、広島県を見ますと、1.5倍以上を推移しております。

また1枚めくっていただいて、春季賃金引上げ妥協状況（令和5年）です。連合の調査結果では、従業員300人未満の企業では3.36%の引上げで昨年を大きく上回っています。また、経団連の調査結果では、500人未満の中小企業の結果はまだ記載されていませんが、6月23日の発表によりますと、引上げ率が2.94、これも令和4年より高くなっています。また、大企業につきましても、3.91%と、前年を大きく上回っている状況です。

そして、最後に、3つの目の要件である通常の事業の賃金支払能力についてです。

1枚めくっていただきますと、各種労働経済関係の指標をお示ししています。景気判断指標としての景況感は、別冊資料 No. 9-1 通し番号 20 ページを御覧ください。2023年6月7日付け日本銀行広島支店の広島県の金融経済月報によりますと、概況には、「広島県の景気は、持ち直している。」「生産は持ち直しのペースが鈍化している。雇用・所得環境をみると、全体として緩やかに改善している。消費者物価(生鮮食品は除く。)は前年を上回っている。」「先行きの景気は、徐々に改善に向かうことが

期待されるが、物価動向や供給制約、海外経済の動向などが県内の経済金融情勢に与える影響を引き続き注視していく必要がある。」との景況感が示されています。

次に、38 ページを御覧ください。令和5年6月15日付け広島県商工労働局が出した「広島県経済の動向」です。41 ページを御覧ください。広島県経済の動向の概要では、基調判断としては、令和5年4月、5月は、「持ち直している。」となっております。

中小企業の動向は、44 ページを御覧ください。概況として、「新型コロナウイルスの5類への移行に伴う人流の増加など、広島県内の経済活性化が見込める一方で、中小企業においては、原材料、電気代等の価格高騰や人件費の上昇による収益性の悪化が続いており、依然として先行きの見えない厳しい状況にあるため、今後も動向を注視していく必要がある。」とされています。

そして、企業倒産状況は、46 ページを御覧ください。「今後の見通し。」をみていただきますと、「令和5年4月度の倒産件数は8件となり、令和5年3月度まで前年同月比では5年連続の増加だったが、一転して倒産件数は減少した。ただ、増勢傾向にあることは否めない。」と書かれております。さらに、一番下の段の2行目からは、「しかし、令和4年に入りコロナ禍の落ち着きが進むにつれて巣ごもり需要が解消され、ロシアのウクライナ侵攻の影響だけでなく、円安が進み、穀物や食材の価格の他、水道・光熱費なども高騰した。そのため、価格転嫁が小規模の企業ほど難しく、事業継続に大きな影響を及ぼしている。また、人手確保のための人件費負担も重くのしかかっていて、経営基盤が脆弱で、コストアップ負担の吸収が難しい中小・零細企業を中心に、倒産件数を押し上げる可能性が高まっている。」と書かれております。

ただ今駆け足で御説明申し上げましたが、以上のことから、本年度も当地域の各種経済、賃金指標に変化がみられるため、広島県最低賃金の改定について調査審議をいただく必要があると考えまして今回諮問させていただくこととした次第です。

また、6月30日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、最低賃金目安諮問がなされておりますので、今後の目安の結果も踏まえて御審議いただきますようお願いいたします。

最後に、中小企業・小規模事業者に対する賃金引上げ支援策としては、別冊資料No.14-1、14-2として、資料をつけておりますが、このうち、いくつかの支援策については、次回の審議会に、経済産業省中国経済産業局、広島労働局雇用環境均等室から担当者を招いて、概要説明をさせていただく予定としております。

以上、諮問理由等について御説明をさせていただきました。

なお、今年度これまで、広島労働局長、又は、広島地方最低賃金審議会あてに、3つの組織から最低賃金改正等に係る要請がなされておりますことを御報告いたします。その要請文の写しを資料として、資料 10-1 から 10-3 までお付けしております。

事務局からは、以上です。

## 岡田会長

はい。ただ今の諮問理由の説明について、何か御質問等がございますか。よろしいですかね。

## 岡田会長

では、次に、専門部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

## 石井賃金室長

先ほど、広島労働局長から、本年度の広島県最低賃金改正決定について、諮問させていただきました。

最低賃金法第 25 条第 2 項に、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定していますので、広島県最低賃金専門部会の設置が必要となります。

また同条第 3 項では、「専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員、各同数をもって組織する。」となっていますが、委員の任命に当たっては、令第 3 条 1 項の規定により、相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならないこととなっておりますので、労使委員に係る推薦公示を事務局で行わせていただきたく存じます。

推薦の期限については、例年どおり、2 週間の公示期間としますので、7 月 18 日までとする予定です。

なお、公益代表委員候補につきましては、推薦公示の必要はありませんので、公益委員会議で、岡田委員、酒井委員、村上委員の 3 名が選出されておりますこと御報告させていただきます。

## 岡田会長

次に、改正決定の諮問に係る意見聴取について、事務局から説明願います。

### 石井賃金室長

最低賃金法第25条第5項によれば、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされており、その聴取方法については、「一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示することによる。」こととされていますので、事務局で、本日の審議会終了後、直ちに意見聴取に係る公示を行うこととしておりまして、その期間については概ね3週間程度必要とされていることから、7月24日までを予定しております。

### 岡田会長

専門部会設置に係る労使委員の推薦公示並びに諮問に係る意見聴取の公示の件について、何か御質問等はございますでしょうか。

### 岡田会長

では、次に、議事(4)「小委員会の運営について」です。事務局から説明をお願いします。

### 石井賃金室長

小委員会につきましては、資料No.2、通し番号2ページの広島地方最低賃金審議会運営規程の第3条に、「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」と規定されており、これを受けまして、資料No.4、通し番号7ページ広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程、第1条に、「地域別・特定最低賃金のあり方に関する基本的事項又は特定の特定最低賃金の取扱い等について検討し、広島地方最低賃金審議会及び専門部会における審議の円滑化に資するため、広島地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき広島地方最低賃金審議会運営小委員会又は広島地方最低賃金審議会検討小委員会を設置するものとする。」と規定されています。これら小委員会については、例年、あらかじめ設置し、必要の都度開催させていただくこととさせていただいておりますので、本年度も、運営小委員会、検討小委員会の設置をお願い

いたします。なお、委員の選任につきましては、小委員会運営規程第2条に各側の推薦に基づいて会長が指名することとなっております。

まず、公益代表委員については、公益委員会議において、運営小委員会は、岡田会長のほか、酒井委員、村上委員の3名で、座長が酒井委員、検討小委員会は、岡田委員、酒井委員の2名で、座長は同じく酒井委員ということで御選出いただいております。労側・使側の代表委員におかれましては、この場で各委員2名の御推薦をいただき、会長より指名していただければと考えております。会長、お願いいたします。

#### **岡田会長**

労側はいかがですか。

#### **橋本委員**

両小委員会とも、佐崎委員とわたくし橋本でお願いします。

#### **岡田会長**

使側はいかがですか。

#### **中野委員**

長谷川委員とわたくし中野でお願いします。

#### **岡田会長**

運営小委員会については、公益代表委員が、わたくし岡田と、酒井委員、村上委員、労働者側代表委員が、橋本委員、佐崎委員、使用者側代表委員が、中野委員、長谷川委員、検討小委員会については、公益代表委員が、わたくし岡田と酒井委員、労働者側代表委員が、橋本委員、佐崎委員、使用者側代表委員が、中野委員、長谷川委員、ということでお願ひします。

#### **岡田会長**

次は、議事(5)「令和5年度の審議会の運営について」です。これは、本年度における広島地方最低賃金審議会運営の基本的な運営方針を定めるものになります。

事務局から説明願ひます

## 石井賃金室長

はい、まず、令和5年4月6日、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会より別添資料7、13 ページのとおりとりまとめ報告がなされていることから、今年度の審議会の運営につきましては、御審議いただく場合に、この全員協議会報告の内容を考慮していただきたいと考えております。

内容の主旨を御説明します。14 ページを御覧ください。

14 ページの(2)、「政府方針の在り方」の中では、目安審議につきましては、時々  
の事情として政府方針も勘案されるが、最低賃金法に基づく3要素(労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力)のデータに基づき労使で丁寧に議論を重ねて目安を導くことが非常に重要であること。

次の(3)議事の公開については、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至ったということ。

次15 ページ、目安の位置付けについては、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであり、地方最低賃金審議会の審議を拘束するものでないことを改めて確認したこと。

(2)のランク制度については、47 都道府県の総合指数の差が縮小傾向であること、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなること等を踏まえ、ランク数は4から3に見直すこと、これについては、広島県はこれまでと同じBランクです。

⑤発効日は、審議の結果で決まるものであること、最低賃金法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知すること  
以上でございます。

全員協議会報告につきましては、委員の皆様にも事前にお配りしており、内容を説明し、御検討をお願いしております。今年度の最低賃金審議会運営についても、この全員協議会報告を踏まえ、まず、全員協議会報告に関連する発効日及び今年度の審議会及び専門部会における議事の公開について、御審議いただきますようお願いいたします。

ここで、広島地方最低賃金審議会における審議会及び専門部会の議事の公開の定め  
につきまして、御説明します。お手元の資料No.2、3 ページ広島地方最低賃金審議会  
運営規程の第6条第1項、専門部会は、資料No.3 広島地方最低賃金審議会専門部会運



當規程第5条第1項に規定されており、それぞれ、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。」とされております。

これまで、広島地方最低賃金審議会においては、この規定にのっとり、審議会においては会長、専門部会においては部会長が判断されておりました。

実際の公開状況について御説明いたしますと、審議会、以後「本審」といいますが、本審は、次の2つの場合、①改正金額の採決を行い、答申を行う場合、②異議の申出に係る審議を行う場合、この2つ以外の会議は公開しておりました。また、地域別最低賃金及び特定最低賃金の専門部会については、第1回目の事務局による資料の説明、各側委員の意見表明については公開しておりました。

審議の進行につきまして、本審は、公労使委員三者が揃って審議する場面が多いのですが、部分的にですが、公労使委員三者ではなく、公労、公使のそれぞれの二者の個別協議による審議もございました。また、専門部会については、地域別最低賃金及び特定最低賃金ともに、第1回目の専門部会は、三者協議がほとんどですが、第2回以降は、会議の冒頭は三者協議となりますが、その後は、ほぼ二者の個別協議となっております。

また、これまで、会議を公開するときは、傍聴人の入室を認めるとともに、議事録及び資料を広島労働局のホームページに掲載しておりました。非公開とするときには、傍聴人の入室を認めず、議事要旨を作成しましてホームページに掲載しておりました。なお、議事録を作成するのは、公労使三者が揃って審議する場面だけでした。

以上がこれまでの公開状況です。審議会の議事の公開につきましては、全員協議会報告における議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点等を踏まえながら、御検討いただきたいと思います。

私からの説明は、以上です。

## 岡田会長

ただ今、事務局より、全員協議会報告の説明がありました。

発効日、議事の公開については、全員協議会報告を考慮した委員の皆様の意見を聴きたいと思っております。

では、まず、労側委員からの意見を聴きたいと思います。

#### 橋本委員

労側として検討させていただきました。発効日については、労側としては、金額改正の手續以降速やかに改正することが必要ということで、発効日は、これまでどおり、ということをお願いします。

#### 岡田会長

特賃についてはどうですか。

#### 橋本委員

特賃についても、年内発効でお願いしたいと思います。

#### 岡田会長

議事の公開についてはどうでしょう。

#### 橋本委員

議事の公開については、検討させていただいたのですが、特に公労使のうち二者の個別協議のように実態を踏まえた議論を行うということのため、規程にもありますとおり、個人情報保護や率直な意見交換に支障を及ぼすということもあるのではないかとということで慎重なんです、継続審議を行う専門部会でも公開できないかと考えているところです。

#### 岡田会長

ほかに、労側委員の方で意見はございますか。

ほかになければ、使側委員から意見をお願いします。

#### 中野委員

発効日については、例年どおりなので努力はしますが、審議の状況によって、様々な流れがあるということで私ども理解しております。

公開につきましては、本省の方からの指示もありますし、世の中のすう勢もございいますので、公開するのは致し方ないのかなと思います。ただ、先ほど事務局からも御説明がありましたとおり、公開できない部分も出てくるものと思います。例えば、公開することによって、率直な意見を開示することができないなど、審議会に支障を来たす部分も出てくると思います。使側といたしましては、審議会の発言内容を充実させるためにもすべてを公開ということは難しいと考えておりますので、公開非公開につきましては会長に御一任させていただきますので適切な判断で公開をいただければと思います。

## 岡田会長

ただ今、意見を各側からいただきました。意見を取りまとめますと、まず第一点目として、発効日ですけれども、地賃については10月1日、特賃は年内発効を目指すというところで進めたいと思います。議事の公開についてですけれども、原則公開ということですが、公労、公使の二者の個別会議の場合は、特段の定めとして、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるということに該当すると考えることから、ほぼ三者会議である本審は公開、ただし、二者の協議に関しては非公開とするという方向性ですね。それから、専門部会は、二者個別協議がほとんど無い第一回目は公開とするという方向性でよろしいでしょうか。

(異議無し)

では、今年度の当審議会における議事については、本審はすべての会を公開として、専門部会は第一回のみ公開とするということといたします。

事務局は、ほかに何かありますか。

## 石井賃金室長

はい、今、審議会の議事の公開について御審議いただきましたが、事務局から補足して説明させていただきます。

広島県最低賃金の改正決定については、専門部会において御審議いただき、その後本審において専門部会の議決について専門部会部会長報告が行われ、本審において再度議決し、労働局長へ答申という流れとなっております。その際、専門部会長報告の

際には、専門部会長が、専門部会における審議経過等を説明されることとなります。よって、議事の公開という点から申し上げますと、最低賃金の調査審議の経過及び改正額の考え方等については、本審において公開され、以後作成される議事録においても公開となります。

## 岡田会長

今の事務局の説明によると、傍聴人も入る審議会の中で、最低賃金の調査審議の経過及び改正額の考え方等の説明があり、また、広島労働局のホームページにその説明内容が記載された議事録が掲載されるという理解でよろしいですか。

## 石井賃金室長

はい、そのとおりです。

## 岡田会長

わかりました。事務局からは、ほかに何かありますか。

## 石井賃金室長

資料No.6 通し番号 35 ページ「令和5年度広島地方最低賃金審議会の運営について(案)」についてです。

例年、審議をスタートする際、基本的な運営方針として確認されてきた経緯もあり、本年度も御審議をお願いします。

まず、事務局より、読み上げさせていただきます。

## 栗林指導官

はい、それでは読み上げます。

広島地方最低賃金審議会、令和5年7月3日、令和5年度広島地方最低賃金審議会の運営について、令和5年度における当審議会の運営に係る基本的方針については、下記に留意するものとする。1、広島県最低賃金については、10月1日発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。2、特定(産業別)最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。3、第1回目の特定(産業別)最低賃金専門部会において、具体的金額審議を行うに当たっては、原則として

労使各側の本審議会委員が出席の上で行うこととする。4、最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、別紙「最低賃金審議会令第6条第5項の運用について」によるものとする。以上です。

### 石井賃金室長

私の方から説明させていただきます。記の1、記の2において、先ほど御審議いただきました広島県の最低賃金と特定最低賃金の発効についてなんですけれども、先ほど10月1日と年内発効を目指すということで、御審議いただきました。

また、記の4については、最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてです。「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の議決とすることができる。」とあります。

しかし、次のページの別紙にありますように広島県最低賃金についてはこれを適用しないことを例年、運営の基本方針としております。専門部会の決議を審議会に報告し、改めて審議会で再度議決するというものです。これについて御審議いただきたいと思っております。

また、審議会の議事の公開につきましては、「今年度の当審議会における議事については、本審はすべての会を公開とし、専門部会は第1回のみ公開とする。」こととされましたので、それ以外の審議会運営に係る基本方針ということになります。

説明は以上でございます。本年度の取扱いについて、御審議いただきたいと思っております。

### 岡田会長

ありがとうございます。ただ今の令和5年度広島地方最低賃金審議会の運営について、(案)についての説明がありましたが、御意見等がある方は御発言をお願いします。

(発言無し)

特にございませんか。では、令和5年度広島地方最低賃金審議会の運営については、本案のとおり進めるということよろしいでしょうか。

(異議無し)

はい、ありがとうございました。では事務局は、(案)の字の削除をお願いします。  
続いて、議事(6)「その他」です。事務局からお願いします。

### 栗林指導官

事務局から2点ございます。

まず、1点目は、地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について、  
についてです。新たな審議事項ではなく、確認のために、御説明させていただきます。

資料No.9 通し番号 31 ページ、地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公  
開についてを御覧ください。

議事録の作成に当たりましては、現在、本審と専門部会の議事録は、この事務連絡  
に基づき、発言者名を付させていただいているところであり、本年度も引き続き、発  
言者名を付することとさせていただきたいと思っております。つきましては、議事録(案)  
を作成した後、発言委員に議事録(案)を送付して、発言内容の御確認等を行って  
いただき、作成に遺漏なきを期することと致します。また、議事録が完成いたしました  
ら、委員の皆様全員へメール等送らせていただきます。よろしく願いいたします。  
なお、議事録・資料が非公開とされましても、情報公開法に基づく開示請求があった  
場合には、公開の対象となります。

以上です。

### 岡田会長

ただ今の説明について、意見等ありませんか。

では、事務局から2点目の説明をお願いします。

### 石井賃金室長

次回の審議会日程について、御説明をさせていただきます。

本年度の審議会の開催スケジュールと最低賃金発効日についてです。本年度も10  
月1日の発効を目標とすることで先ほど御確認いただいたところですが、10月1日  
を発効日とするためには、官報公示等の手続の関係上、8月7日までに答申をいた  
だく必要がございます。

本年度、中央最低賃金審議会の目安額答申は7月下旬頃に出されることが予想されます。目安答申が出されました後、審議会を開催して目安伝達を行い、専門部会を立ち上げて審議を行い、審議会で答申をいただくこととなります。

事務局としては、あらかじめ委員の皆様にご調整させていただきましたとおり、次回の第548回審議会の開催を7月31日、月曜日の午後2時からとさせていただきます。以上です。

#### 岡田会長

次回、第548回審議会は7月31日月曜日午後2時から開会ということですので、事前に調整済みということですので、各委員は御確認をお願いいたします。

では、事務局は準備をお願いします。

#### 石井賃金室長

はい。

#### 岡田会長

そのほか、全体を通して、何か御質問等がございますか。

では、次回の第548回審議会は、目安額の伝達、中小企業の賃金引上げ支援策説明及び公示に際して申出のあった意見等について審議する予定ですので、広島地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき公開といたします。

事務局は、準備をお願いします。

それでは、これをもちまして、第547回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。